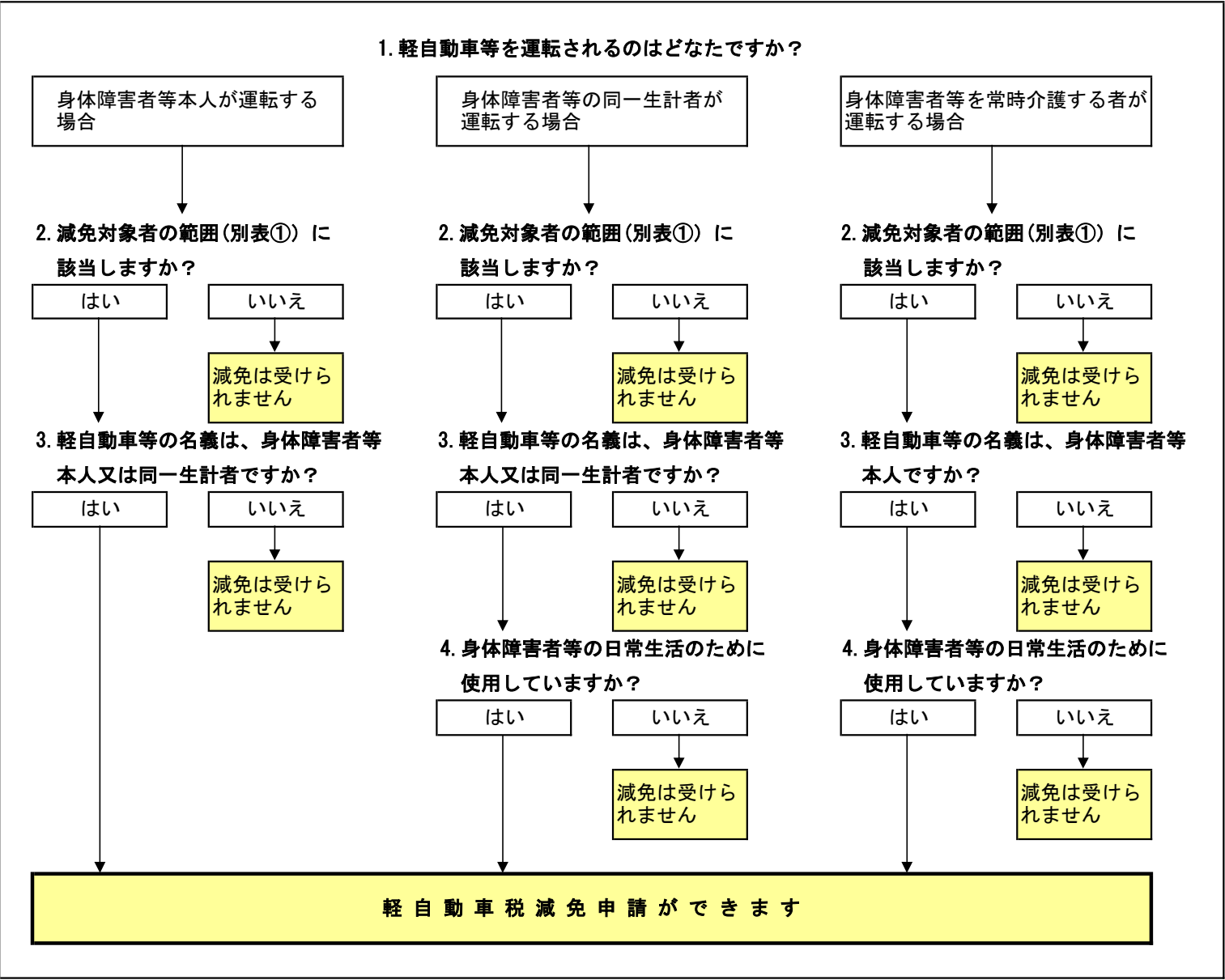


身体障害者等に対する軽自動車税減免手続きについて

時津町では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（以下「身体障害者等」といいます。）で一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている軽自動車等について、軽自動車税の減免を行っています。

- 減免できる自動車等は、一人の身体障害者等（同一生計者を含む。）につき、普通車も含め一台のみです。
- 軽自動車等とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいいます。
- ローン等で車などを購入した場合、売主等が所有権を留保している場合がありますが、軽自動車税の賦課徴収については、買主を所有者とみなします。

★ フローチャート



- 申請期間 4月1日～当該年度の軽自動車税納期限の7日前の窓口受付時間まで（土・日・祝日を除く）
- 申請書類 ①軽自動車税減免申請書 ②障害を証明するもの(身体障害者手帳など) ③車検証 ④運転免許証(※) ⑤理由書(軽自動車等の名義が同一生計者の場合のみ) ⑥納税通知書(届いた後速やかに提出)
- (※) 運転免許に車両総重量や改造車両限定等の自動車に関する条件がある場合、条件を満たしていることがわかる書面(注文書・カタログ等)が必要です。
- 問い合わせ先 時津町役場税務課 軽自動車税担当 095-865-6096（直通） 095-882-2211（代表）

別表①

減免対象者の範囲

手帳の種類	障害の区分	障害の程度	
		○身体障害者等本人が運転する場合	○身体障害者等の同一生計者が運転する場合 ○身体障害者等を常時介護する者が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	なし
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1級～3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級
	肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	音声機能障害	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	なし
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症（※）	特別項症～第3項症
	体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症（※）	特別項症～第4項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸又は肝臓の機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	療育手帳	重度（A1・A2）	重度（A1・A2）
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療受給者証が交付されているものに限る。入院者は除く。）	1級（自立支援医療受給者証が交付されているものに限る。入院者は除く。）

- (※) 戦傷病者手帳の旧第3款症は対象外となります。
- ※ 身体障害者手帳の場合は、手帳そのものの等級ではなく、手帳の障害名欄に記入された障害ごとの等級により判断します。（下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断します。）
- ※ 再認定日（継続日）を経過した手帳は対象外となります。